

# 勸告に当たって

平成27年10月6日

岡山県人事委員会

委員長 森 義 郎

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勸告を行いました。

この給与勸告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。

本年の給与の改定については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を0.21%下回っていたため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給月数を0.09月分下回っていたため、支給月数を4.20月に引き上げることとしました。

また、優秀な人材の確保・育成と女性職員の登用をはじめ、仕事と生活の両立支援や総実勤務時間の縮減に向けた取組と意識改革の重要性に言及するとともに、不祥事の根絶に向けて公務員倫理の徹底を求めています。

以上の内容について、知事及び議長に要請したところですが、日頃から職務に精励している職員の皆様には、一層士気を高め、強い使命感と高い規範意識を持って県政の推進に邁進していただきたいと思っております。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勸告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。